広島県情報公開·個人情報保護審査会答申(諮問(情)第214号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった 行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当であ る。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年12月26日付けで、広島県情報公開条例(平成13年 広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に 対し、次のとおり行政文書の開示の請求(以下「本件請求」という。)を行っ た。

・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

広島県は、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号(竹原市経由)の不許可処分通知書において、「橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では許可できない。」と絶大な裁量権を乱用して一方的に断定しました。

このことから、次に記述した河川に架けられている橋について、その橋を設置した当時と状況が変わり、橋の設置に係る「必要不可欠性」がなくなった場合(単に利便性が向上しているなどの理由になった場合を含む。)において、広島県が行ったその後の措置(橋に関する占用不許可処分など)が記録されている文書等を開示請求の対象とします。

おって、開示請求の対象とする部署については、東広島地域事務所建設 局竹原支局管内の対象となる河川のすべてとします。

対象とする河川とは、(1)河川法(昭和39年法律第167号)に基づき管理する一級・二級河川、(2)河川法を準用して管理することができると広島県が主張している普通河川、(3)砂防法(明治30年法律第29号)に基づき指定している砂防指定地内の普通河川、及び(4)広島県が公文書に明記した主張である「自らに課せられた法定受託事務であるという行政財産上の排他

的、かつ、独占的占用を許可する権限」を行使している又は行使できる状態にある河川で、上記の(1)、(2)及び(3)と重複しない河川とします。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により、平成18年 1月11日付けで決定期間の延長を行い、その後、対象となる行政文書を作成 又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下 「本件処分」という。)を行い、平成18年1月17日付けで異議申立人に通知し た。

3 異議申立て

異議申立人は,平成18年2月26日付けで,本件処分を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの)第6条の規定により,実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が, 異議申立書で主張している異議申立ての理由は, おおむね 次のとおりである。

- (1) 平成17年12月26日付け行政文書開示請求書にも記載したとおり、実施機関は平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号(竹原市経由)の不許可処分通知書において、「橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では許可できない。」と絶大な裁量権を乱用して一方的に断定した。
- (2) このことから、その橋を設置した当時と状況が変わり、橋の設置に係る「必要不可欠性」がなくなった場合(単に利便性が向上しているなどの理由になった場合を含む。)において、実施機関が行ったその後の措置(橋に

関する占用不許可処分など)が記録されている文書等を開示請求の対象としている。

(3) しかし、実施機関は、これらの内容を明らかにする行政文書を「作成又は取得していない」との理由をもって不当な処分を行った。

生活用道路の新設又は整備などにより、橋を設置した当時の許可条件である「必要不可欠性」が解消され、河川(国有財産)を占用できる要件が消滅するなど、当時と状況が変わっている事例が多数見受けられるが、実施機関は、国有財産を排他的、かつ、独占的に占用させる許可条件である「必要不可欠性」の確認を更新のとき(占用許可)に全く行っていないと表明している。

- (4) このことは、実施機関が、更新時に「必要不可欠性」の確認を行っていないという職務怠慢を自ら弁明しているとも受け取れるが、一方では、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号(竹原市経由)による不許可処分通知書の不当性を隠匿するための不開示決定の処分であるとも考えられる。実施機関は、河川(国有財産)を不法に占用している橋の存在及びその橋に関する行政文書を隠匿しており、また、今回の開示請求に対しても、「必要不可欠性」の判定に関する記録並びに実施機関が行ったその後の措置が記録されている文書の隠匿を図っていると思料される。
- (5) 実施機関は、速やかに適法な開示を行うよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求の趣旨に該当する行政文書を保有していないことから本件処分を行ったものである。
- 2 実施機関が管理している広島県内の一級河川指定区間,二級河川及び砂防 指定地内普通河川に占用許可を受けて設置している橋梁については,当初設 置時に当該橋梁の設置に必要不可欠性があるかどうかも踏まえて,審査して 許可しているものである。
- 3 設置後の状況変化によって、必要不可欠性がなくなった場合は、河川管理

者及び砂防指定地の管理者として不許可処分や占用者に対して必要な措置をとることができるので、この内容が記載された文書が本件開示請求の対象文書となる。

- 4 文書を検索してその存否を調査したところ,これに該当する文書が作成・ 保存されていることが判明しなかった。
- 5 以上のことから、行政文書不開示決定を行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求の捉え方について

本件請求は、「その橋を設置した当時と状況が変わり、橋の設置に係る「必要不可欠性」がなくなった場合(単に利便性が向上しているなどの理由になった場合を含む。)において、実施機関が行ったその後の措置(橋に関する占用不許可処分など)が記録されている文書等」の開示を請求しているものである。これは、橋梁設置後の状況変化により、実施機関が行った占用不許可処分等が記録された行政文書と捉えることができる。

また,本件請求の対象とされている河川は,東広島地域事務所建設局竹原 支局(本件請求当時の組織名称。以下同じ。)管内の次の河川である。

- (1) 河川法に基づき管理する一級・二級河川
- (2) 河川法を準用して管理することができると広島県が主張している普通河川
- (3) 砂防法に基づき指定している砂防指定地内の普通河川
- (4) 自らに課せられた法定受託事務であるという行政財産上の排他的,かつ,独占的占用を許可する権限を行使している又は行使できる状態にある河川で,上記の(1),(2)及び(3)と重複しない河川

河川の占用許可については、河川法第24条において、河川区域内の土地を 占用しようとする者は河川管理者の許可を受けなければならないと規定さ れている。

そこで、本件請求の対象とされている河川のうち、実施機関が管理する河川を確認したところ、それは一級河川のうち河川法第9条第2項に規定する指定区間内の河川及び二級河川であった。

また、砂防指定地の占用許可については、砂防指定地管理条例(平成14年 広島県条例第47号)第4条第1項により、砂防設備を占用しようとする者は、 実施機関の許可を受けなければならないと規定されている。

次に、上記(4)の河川について実施機関に確認したところ、実施機関は異議申立人のいう河川を、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項の規定により、県が取得、維持、保存、運用及び処分に関する事務を処理するものとされている国有財産のうち、砂防設備又は河川の用に供する行政財産のことであるものと捉え、具体的には、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号ト又はヲに定められた国有財産のうち、砂防法第1条に規定する砂防設備の用に供する国有財産又は河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川若しくは同法第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産が該当するとし、これらは、上記(1)、(2)及び(3)の河川と重複するため、(4)の河川は存在しないとのことであった。

以上のことから,本件請求において請求の対象とされている行政文書は, 東広島地域事務所建設局竹原支局管内の一級河川のうち指定区間内の河川, 二級河川及び砂防指定地内普通河川に占用許可を受けて設置した橋梁のう ち,橋梁設置後の状況変化により,実施機関が行った占用不許可処分等が記 録された行政文書(以下「本件請求文書」という。)と解することができる。

2 本件処分の妥当性について

上記第4の3において、実施機関は、「設置後の状況変化によって、必要不可欠性がなくなった場合は、河川管理者及び砂防指定地の管理者として不許可処分や占用者に対して必要な措置をとることができる」と説明しているため、その具体的な内容について実施機関に確認したところ、次の法律及び条例に基づく処分等であるとのことであった。

(1) 不許可処分

ア 河川法第24条

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は,国土交

通省令で定めるところにより,河川管理者の許可を受けなければならない。

イ 砂防指定地管理条例第4条第1項

砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(2) 占用者に対する必要な措置

ア 河川法第31条第2項

河川管理者は、前項の届出〔同法第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者が、当該工作物の用途を廃止したときに、河川管理者に行う届出〕があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

イ 河川法第75条第1項,第2項及び第3項

河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によって与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第二十四条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例 の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者, その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者
- 二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規 定による許可,登録又は承認に付した条件に違反している者

- 三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令 若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者
- 2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この 法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による 許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすること ができる。
 - 一 許可,登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき,又はこれらに係る事業を営むことにつき,他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において,これらの処分を受けることができなかつたとき,又はこれらの処分が取り消され,若しくは効力を失つたとき。
 - 二 許可,登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る 事業の全部又は一部の廃止があつたとき。
 - 三 洪水,津波,高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより,許可,登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。
 - 四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。
 - 五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。
- 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

ウ 砂防法第29条

第四条ニ依リ国土交通大臣若ハ都道府県知事ニ於テ一定ノ事項ニ対シ許可ヲ受ケシメタル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ国土交通大臣若ハ都道府県知事ハ其ノ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効カヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ又ハ設備ノ変更若ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル

事項ニ因リ生スル害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲ命スルコトヲ得以上のことから、河川法第24条及び砂防指定地管理条例第4条第1項に基づく橋梁の変更及び更新申請に対する不許可処分に係る行政文書並びに河川法第31条第2項、同法第75条第1項、第2項及び第3項並びに砂防法第29条に基づく命令に係る行政文書が本件請求文書となり得るものである。

実施機関によると、河川法第24条及び砂防指定地管理条例第4条第1項に基づく橋梁の変更及び更新申請に対する許可状況について、許可事務等整理簿により確認したところ、不許可処分を行った事例は確認できなかったとのことであった。

そこで、当審査会においても、現存する開示請求時以前の許可事務等整理 簿を見分したところ、橋梁の変更及び更新申請に対し不許可処分を行った事 例は認められなかった。

また,河川法第31条第2項,同法第75条第1項,第2項及び第3項並びに 砂防法第29条に基づく命令に係る行政文書についても,実施機関において探 索を行ったところ,該当するものは確認できなかったとのことであった。

さらに、橋梁の設置後、周辺環境等について状況変化があるかどうかの調査などを義務付ける規定の有無を実施機関に確認したところ、そのような規定はなく、実際の運用においても行っていないとのことであった。

このほかに本件請求文書の存在をうかがわせる具体的な事情を認めることもできない。

以上のことから,本件請求文書は存在しないとの実施機関の説明は,不自 然・不合理とはいえない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年7月4日	・諮問を受けた。
令和4年4月21日 (令和4年度第1回第1部会)	・諮問の審議を行った。
令和4年5月31日 (令和4年度第2回第1部会)	・諮問の審議を行った。
令和4年6月28日 (令和4年度第3回第1部会)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員 (五十音順)

【第1部会】

井 上 嘉 仁 (部会長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院准教授